



29林整森第227号  
平成30年1月4日

国土交通省大臣官房長 殿

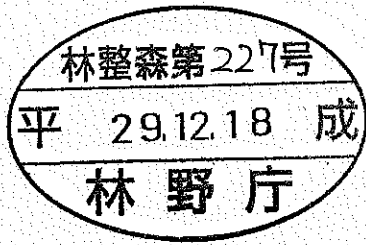
林野庁長官

平成30年全国緑化キャンペーンの実施について

このことについて、公益社団法人国土緑化推進機構理事長から別添写しのとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を御理解の上、特段の御協力をいただきたくお願い申し上げます。

〔担当：林野庁森林整備部森林利用課緑化推進班〕  
〔電話：03-3502-8243（ダイヤルイン）〕



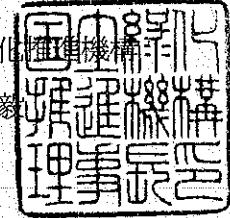
国緑29第393号  
平成29年12月15日

林野庁長官

沖 修司 殿

公益社団法人国土緑化推進機構

理事長 佐々木 毅



平成30年 全国緑化キャンペーンの実施について

国土緑化運動の推進並びに当機構の運営につきましては、日頃、格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、国土緑化の推進及び国民の緑化意識の高揚を図るため、各都道府県緑化推進委員会と連携して、毎年全国緑化キャンペーンを実施しています。

国土緑化運動の中核的な推進手段である緑の募金運動は、国民参加の森林づくりを推進するために、一層の進展が期待されるとともに、引き続き東日本大震災や熊本地震被災地の復興対策などの取り組みが求められており、さらに地球温暖化に起因する災害が多発する状況の中、それぞれの地域の課題を踏まえた新たな国民運動として展開していく必要があります。

このため、本年は、森林に対する国民の関心の高まりを緑化運動への参加に結びつけるよう、別紙の「平成30年全国緑化キャンペーン実施要領」に基づき広報活動等を実施し、国土緑化運動の前進を図りたいと考えております。

つきましては、本キャンペーンが効果的に展開できますよう、ご指導ご支援をお願い申し上げますとともに、各省庁、都道府県、森林管理局等への協力要請方につきましても特段のご高配をお願い申し上げます。



## 別紙

### 平成30年全国緑化キャンペーン実施要領

#### 1 趣旨

森林は国土の保全、水源のかん養、木材の生産などの重要な機能の発揮を通じて、私たちの安心で安全な生活に欠かせない働きをしており、また、地球温暖化防止、生物多様性の保全とともに青少年の環境教育や心身の健康づくりの場としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、国土緑化運動の中核的な推進手段である緑の募金運動が始まってから67年が、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律が制定されてから22年が経過した今、森林を取り巻く状況が大きく変化している。

戦後の荒廃した国土に対する危機感から始まった国土緑化運動の取組により造成された森林が成長し、資源として本格的な利用期を迎えている中、今や日本の森林の現状は、造成された森林を適切に伐採・利用し、また植林し、育てるという森林づくりの循環を確保すべき段階に来ている。また、東日本大震災や熊本地震被災地の復興対策など新たな取り組みが求められている。

一方、海外の森林は、砂漠化の進行などにより引き続き減少しており、この減少を止め、いかに保全していくかが課題となっている。

森林は人類共有のかけがえのない財産であり、この森林を健全に次世代へ継承していくことは、世界的にも、また我が国にとっても共通する課題である。

このような中、国内外の森林を取り巻く状況の変化に対応し、老若男女すべての国民の一層の理解を求め、それぞれの地域の課題も踏まえ、国産材利用の促進や子どもたちへの森林環境教育なども含めた新たな観点に立った国民運動を展開していく必要がある。

このため、以上の考え方の下、最近の国民の森林や木材の利用への意識の高まりを具体的な行動に結びつけるため、多様な機関・団体と連携を図り、全国統一的に各種の緑化キャンペーンを実施し、国民運動としての国土緑化運動の大幅な前進を図ることとする。

#### 2 スローガン

「『植える緑化』から『使う緑化』へ」

### 3 アイドルキャラクター

キャンペーンを広く国民に浸透させ幅広い参加を得るため、親近感を与えるアイドルキャラクター“どんぐり君”と“どんぐりちゃん”をキャンペーン全体を通じて活用する。

### 4 実施期間

平成30年1月15日～5月31日

### 5 実施主体

公益社団法人国土緑化推進機構（以下「国土緑推」という。）及び都道府県緑化推進委員会（以下「県緑推」という。）

### 6 実施方針

(1) 国土緑推と県緑推は、連携して桜前線になぞらえた「みどり前線」に合わせ中央・地方の緑化関係事業を実施期間中に集中的に実施し、国民参加の森林づくりへの参加を呼びかける。（別紙1）

(2) 緑化行事は、全国植樹祭・全国育樹祭などみどりの祭典の開催にとどまらず、古来培われてきた森林を生かす技や知恵、森林の持つ心身を癒すはたらきなどに着目し、森林へのニーズの多様化に対応して教育、文化、芸術、医療など森林と国民との豊かな関係を築く観点から行う。

(3) 国土緑推及び県緑推は、関係行政機関の指導の下、報道機関、交通・通信機関、農林水産業等業種団体、緑のボランティア団体等への協力要請を行い、全国的支援体制をつくる。（別紙2）

(4) 広報活動は、活字、音声、映像等各種媒体を活用するとともに、効率のよい媒体の選択、広報資料の作成により効果的に行う。また、国・都道府県・市町村広報、企業団体等機関広報、企業協賛広告の活用に努める。

(5) 啓発資材は、全国共通資材を活用することにより、全国統一的な運動気運を醸成するとともに、地域の身近な資材を使用し効果的な啓発に資する。

(6) 中央、地方を通じた各種の緑化行事は「国際森林デー」(3月21日)や「みどりの月間」(4月15日～5月14日)を中心に集中的に実施し、緑化気運の高揚を図る。

（別紙3）

(7) 地域住民に緑化行事への参加を呼びかけるため、地域の放送局などと連携し効果的な情報提供と話題づくりに努める。

## 7 全国緑化キャンペーンの内容

### (1) 緑の羽根着用キャンペーン

緑化運動のシンボルである緑の羽根の着用を緑の募金協力者等に呼びかけ、全国的な緑化気運の醸成を図る。

【全国共通呼びかけ期間 みどりの月間（4月15日～5月14日）】

### (2) 国土緑化ポスターキャンペーン

共通ポスターを全国津々浦々の公共機関等の掲示板等人目につくところに掲出し、全国的な緑化気運の醸成と緑化活動への参加を呼びかける。

### (3) 国民参加の森林づくりキャンペーン

緑の募金を呼びかける幟を県庁、関係団体の事務室など広告効果の大きいところに設置するとともに、全国の公共施設、商業施設等に緑の募金ポスター、募金箱等の啓発資材を設置する。また、ホームページに緑のボランティア活動情報を掲載し、「『植える緑化』から『使う緑化』へ」をスローガンとして、緑の募金をはじめとする、様々な手法での木づかい・森林づくりへの参加を呼びかける。

### (4) 道の駅グリーンプロジェクト

主要な国道の「道の駅」等のネットワークを活用して、国土緑化・緑の募金ポスターの掲出等により、健全な森林づくりへの協力を呼びかける。

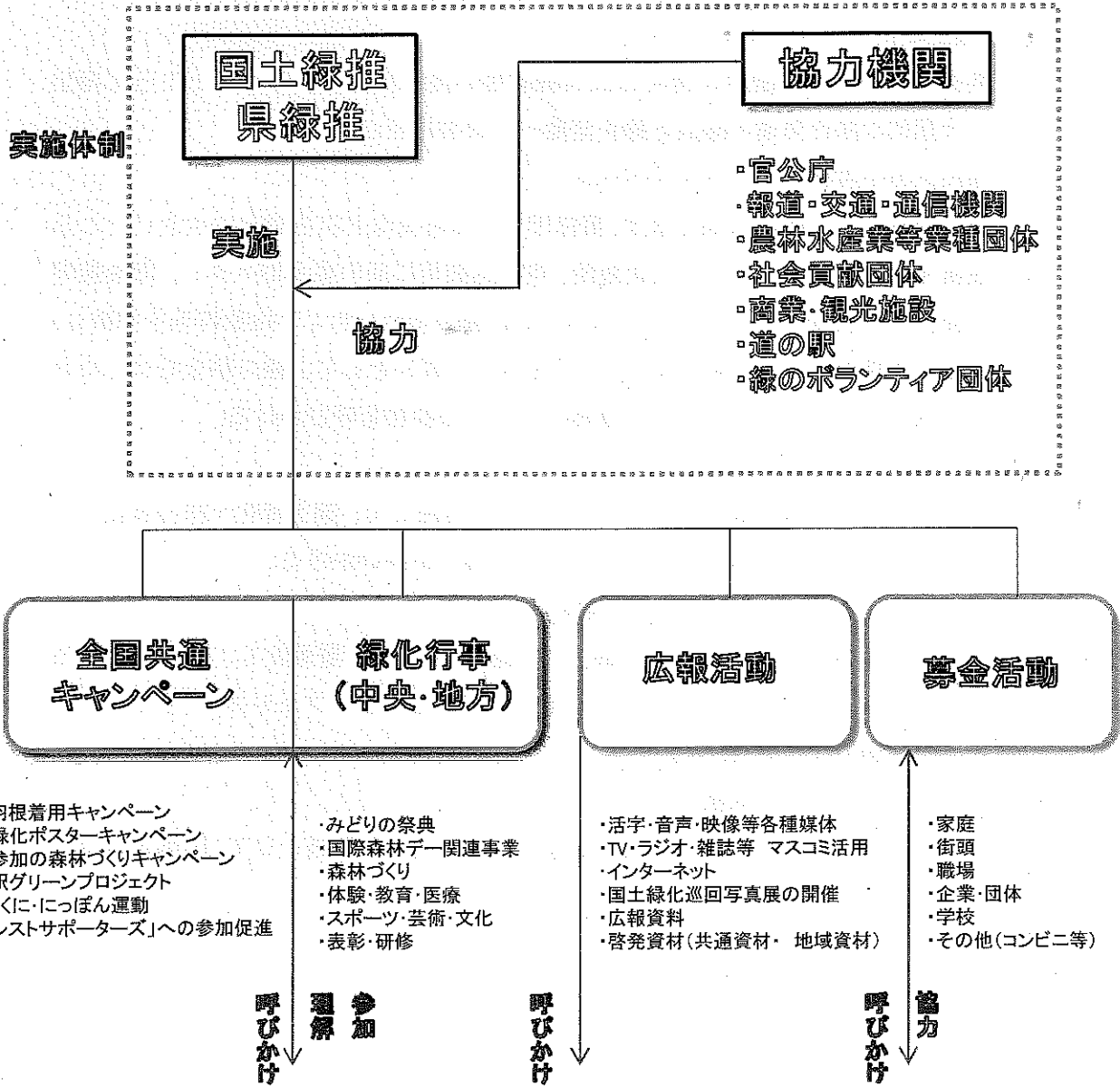
### (5) 「フォレスト・サポーターズ」の推進

「美しい森林づくり全国推進会議」との連携・協力を一層強化し、身近にできる4つのアクション（森にふれる、木を使うなど）を行う「フォレスト・サポーターズ」への積極的な登録・参加を呼びかける。

### (6) グリーンウェイブの取組

各種の緑化に関する事業を生物多様性の確保に向けた取組として、国連が定めるグリーンウェイブへの参加を呼びかける。

# 全国緑化キャンペーン実施方針 (概要)



(別紙2 関係団体への要請文参考)

全国緑化キャンペーンへの協力をお願い

森林は国土の保全、水源のかん養、木材の生産などの重要な機能の発揮を通じて、私たちの安心で安全な生活に欠かせない働きをしており、また、地球温暖化防止、生物多様性の保全とともに青少年の環境教育や心身の健康づくりの場としても重要な役割を果たしています。

しかしながら、国土緑化運動の中核的な推進手段である緑の募金運動が始まってから67年が、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律が制定されてから22年が経過した今、森林を取り巻く状況が大きく変化しています。

戦後の荒廃した国土に対する危機感から始まった国土緑化運動の取組により造成された森林が成長し、資源として本格的な利用期を迎えている中、今や日本の森林の現状は、造成された森林を適切に伐採・利用し、また植林し、育てるという森林づくりの循環を確保すべき段階に来ています。また、引き続き東日本大震災や熊本地震被災地の復興対策などの取組みが求められています。

一方、海外の森林は、砂漠化の進行などにより引き続き減少しており、この減少を止め、いかに保全していくかが課題となっています。

森林は人類共有のかけがえのない財産であり、この森林を健全に次世代へ継承していくことは、世界的にも、また我が国にとっても共通する課題であります。

このような中、国内外の森林を取り巻く状況の変化に対応し、老若男女すべての国民の一層の理解を求め、それぞれの地域の課題も踏まえ、国産材利用の促進や子どもたちへの森林環境教育なども含めた新たな観点に立った国民運動を展開していく必要があります。

このため、以上の考え方の下、最近の国民の森林や木材の利用への意識の高まりを具体的な行動に結びつけるため、多様な機関・団体と連携を図り、「国際森林デー」(3月21日)や「みどりの月間」(4月15日～5月14日)を中心に、「『植える緑化』から『使う緑化』へ」をスローガンとして、全国統一的に各種の緑化キャンペーンを実施し、国民運動としての国土緑化運動の大幅な前進を図ることとしています。

つきましては、本キャンペーンの趣旨にご賛同いただき、広報、情報誌等による「キャンペーン」の告知、緑の羽根の着用、国土緑化ポスターの掲出、ミニ幟の設置、シールの貼付、緑化活動への参加等につき、格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成30年1月

公益社団法人 国土緑化推進機構  
理事長 佐々木 毅

## 別紙3

## 平成30年春期緑化関係中央行事(未定稿)

	行事名	開催時期	開催場所	行事内容
1	全国緑化キャンペーン2018	1月15日(月)～5月31日(木)	全国	スローガン:「植える緑化」から「使う緑化」へ ポスター、シール、リーフレット、募金箱
2	緑の募金キャンペーン2018春	1月15日(月)～5月31日(木)	全国	スローガン:「植える緑化」から「使う緑化」へ ポスター、新聞、テレビ、ラジオ等マスコミを活用した広報、シール、リーフレット、募金箱
3	平成29年度 森林環境教育(森林ESD)活動報告・意見交換会	1月28日(日)	大阪府 近畿中国森林管理局	講演、活動発表、質疑応答、意見交換会、パネル展示
4	森林・林業専攻高校生国際交流	1月27日(土)～2月3日(土)	インドネシア	東南アジアの森林活動への参画、林業経営の視察、現地高校生との交流を通じ、森林・林業に関する国際的知見を習得
5	木と住まいの大博覧会	2月16日(金)～18日(日)	東京ビックサイト	「ウッドデザイン賞」展示、セミナー等の開催
6	「緑のボランティア活動助成セミナー2018」	2月16日(金)～17日(土)	東京都内	緑のボランティア活動助成プログラム説明会・相談会、緑のボランティア活動事例報告
7	HAPPY MAMA FESTA2018	2月下旬予定	なごやドーム	「森と木の子育てひろば」の設置等
8	海岸防災林再生ワークショップ(仮称)	3月予定	宮城県	海岸林再生活動団体を対象に、団体間の技術及び広汎の情報交流を図る
9	企業の森シンポジウム	3月下旬(予定)	東京都内	シンポジウム
10	グリーンウェイブ2018	3月1日(木)～6月15日(金)	全国	「国連生物多様性の10年」の取組として、全国の企業・NPO・学校等により青少年等による植樹等の活動を実施
11	SATOYAMA&SATOUMIへ行こう2018	3月31日(土)～4月1日(日)	幕張メッセ	「森と木の子育て広場」の設置、トークショーの実施等
12	国際森林デー2018 みどりの地球を未来へ～五感でつなげる世界の輪～	3月24日(土)	木材・合板博物館	映画「うみやまあいだ」上映会、交流会、木工教室、博物館見学会等
13	第16回聞き書き甲子園フォーラム	3月10日(土)～11日(日)	東京 都民ホール	森の名手・名人と高校生対談 聞き書き甲子園報告等
14	ミス日本みどりの女神等による「緑の羽根着用キャンペーン」	4月中旬	東京都内	内閣総理大臣等に、ミス日本みどりの女神等が「緑の羽根」を着用
15	緑の募金全国一斉強調月間	4月15日(日)～5月14日(月)	全国	「『植える緑化』から『使う緑化』へ」をスローガンに各種のイベント、募金など多様な活動を展開
16	ラジオパーク in 日比谷2018	4月29日(日)～30日(月)	東京 日比谷公園	緑の募金の紹介、国産緑化写真展「蘇る山々の緑～日本の森林いまむかし」、木のおもちゃ「木にふれ遊ぶコーナー」、みどりの女神による「緑の募金」呼びかけ
17	みどりの日	5月4日(金)	全国	皇居吹上御苑での自然観察会、全国森林ボランティア活動など
18	第28回みどりの感謝祭	5月12日(土)～13日(日)	東京 イイノホール 日比谷公園	式典 みどりとふれあうフェスティバル
19	グリーンパラダイス	5月12日(土)	東京 日比谷公園	緑の唄、緑の募金の紹介、緑の募金 出演者:南こうせつ他
20	第69回全国植樹祭	6月10日(日)	福島県南相馬市 式典会場:海岸防災林整備地区	テーマ:「育てよう 希望の森を いのちの森を」 出席者:天皇・皇后両陛下他
21	森林と市民を結ぶ全国の集い2018 in 東京	6月16日(土)～17日(日)	上智大学	全体会、分科会、ワークショップ等(予定)



(参 考)

## 「みどりの月間」及び「みどりの学術賞」の創設について

〔平成18年8月8日  
閣 議 決 定〕

- 1 「みどりの日」についての国民の関心と理解を一層促進し、「みどり」についての国民の造詣を深めるため、「みどりの月間」を設けるとともに、「みどりの学術賞」を創設する。
- 2 「みどりの月間」は、毎年4月15日から5月14日までの期間とする。
- 3 この期間において、「みどりの式典」を開催するほか、地方公共団体及び一般の協力を得て、「みどり」に関する各種行事等を全国的に実施する。
- 4 「みどりの学術賞」は、国内において植物、森林、緑地、造園、自然保護等に係る研究、技術の開発その他の「みどり」に関する学術上の顕著な功績のあった個人に内閣総理大臣が授与する。
- 5 「みどりの学術賞」の授与は、「みどりの式典」において行う。また、緑化推進運動の実施について顕著な功績のあった個人又は団体に対する内閣総理大臣の表彰についても、併せて実施する。
- 6 「みどりの学術賞」の授与及び「みどりの式典」の開催に必要な事務は、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省等関係省庁の協力を得て、内閣府において行うものとし、所要の検討を進める。
- 7 「みどりの日」においては、国公立公園の無料開放を行うほか、地方公共団体及び一般の協力を得て、国民が自然に親しむための各種行事等を全国的に実施する。
- 8 平成元年4月18日閣議了解により設けられた「みどりの週間」は、廃止する。